⑯　株式の総数等

［ａ～ｆ　略］

ｇ　「発行数」の欄には、当中間会計期間の末日現在及び提出日現在の発行数を記載すること。

なお、新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合（商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号）第19条第２項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第３項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券（以下ｇ及び⑳ｂにおいて「旧転換社債等」という。）を発行している場合を含む。）の「提出日現在」の欄に記載すべき発行数については、当該新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）によるものに限り、半期報告書の提出日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を欄外に記載すること。

［ｈ～ｊ　略］

⑰　ストックオプション制度の内容

取締役、使用人等に対して新株予約権証券を発行している場合には、第二号様式記載上の注意㉙に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意㉙ｂ中「最近事業年度」とあるのは「当中間会計期間」と、「届出書」とあるのは「半期報告書」と読み替えるものとする。

⑱　その他の新株予約権等の状況

ａ　「第一部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」において記載を要する基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）

⑯　株式の総数等

［ａ～ｆ　同左］

ｇ　「発行数」の欄には、当中間会計期間の末日現在及び提出日現在の発行数を記載すること。

なお、新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合（商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号）第19条第２項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第３項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券（以下ｃ、⑰及び⑲において「旧転換社債等」という。）を発行している場合を含む。）の「提出日現在」の欄に記載すべき発行数については、当該新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）によるものに限り、半期報告書の提出日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を欄外に記載すること。

［ｈ～ｊ　同左］

⑰　新株予約権等の状況

ａ　新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、当中間会計期間の末日現在並びに半期報告書提出日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る新株予約権の数、新株予約権のうち自己新株予約権の数、目的となる株式の種類（内容を含む。）及び株式数、行使時の払込金額、行使期間、行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額、行使の条件、譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項並びに組織再編成行為に伴う交付に関する事項を記載すること。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。

ｂ　その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、新株予約権又は新株予約権付社債に準じて記載すること。

ｃ　旧転換社債等を発行している場合には、当中間会計期間の末日現在並びに半期報告書提出日の属する月の前月末現在における転換社債の残高、転換価格及び資本組入額又は新株引受権の残高、新株引受権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を記載すること。

ｄ　「代用払込みに関する事項」の欄には、金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。

ｅ　「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」の欄には、会社法第236条第１項第８号に規定する事項を記載すること。

ｆ　行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、その旨、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質及び⑯のｅの(a)から(e)までに掲げる事項を欄外に記載すること。

ｇ　会社法第236条第１項各号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる新株予約権を発行した場合には、内容の異なる新株予約権ごとに記載すること。

［加える。］